

招集ご通知

GMO PRODUCT PLATFORM

2025年12月期 (第24期) 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。



GMOプロダクトプラットフォーム株式会社
代表取締役社長
荻田 剛大

株主の皆様へ

2025年12月期（第24期）定時株主総会の招集にあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

2025年は、当社にとってまさに「挑戦の年」でした。GMOリサーチ & AI株式会社とGMOタウンWiFi株式会社の経営統合、GMOプロダクトプラットフォーム株式会社への社名変更、そしてホールディングス体制への移行と、組織の形を大きく変える一年となりました。

現在、GMOリサーチ&AI株式会社の構造改革を進めるとともに、年末にはポイント運用分野で特許技術を有するSTOCK POINT株式会社を仲間に加え、当社が提供するプラットフォームの強化を着々と進めております。本年も、承継したプロダクトの価値を磨き上げ、ユーザーの皆様の課題を解決することで、「もっと楽に生きられる社会」の実現に向け、事業を前に進めていく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

証券コード：3695
2026年3月2日
(電子提供措置の開始日 2026年2月20日)

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町26番1号
GMOプロダクトプラットフォーム株式会社
代表取締役社長 荻田 剛大

2025年12月期（第24期）定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2025年12月期（第24期）定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「2025年12月期（第24期）定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://product.gmo/ir/event/event_03.html



上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年3月16日（月曜日）午後7時までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月17日（火曜日）午後2時30分（ログイン開始 午後2時00分）
2. 予備日時 2026年3月19日（木曜日）午後5時30分（ログイン開始 午後5時00分）

3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」
をご参照ください。
4. 目的事項
報告事項 1. 2025年12月期（第24期）（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連
結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2025年12月期（第24期）（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告
の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて
いただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。
バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問等のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. バーチャル出席に必要な環境

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

3. バーチャル出席の方法（システムへのログイン方法）

本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。

4. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送により議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。

5. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

6. ご質問及び動議の方法

バーチャルオンリー株主総会に出席いただけますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、質疑応答時間には限りがあること、円滑な議事進行の観点から、一人1問までといたします。ご質問の記載方法については、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関するご質問であり、他のご質問と重複しないものを中心に取り上げる予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただきます。同様のご質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含むご質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。動議の記載方法につきましても、本総会専用ウェブサイト上の記載をご確認ください。

7. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2026年3月19日（木曜日）午後5時30分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（https://product.gmo/ir/event/event_03.html）でお知らせいたします。

8. 事前のご質問の受付について

株主様からの、2025年12月期（第24期）定時株主総会への事前のご質問を、下記、本総会専用ウェブサイトにて受付いたします。ログイン方法は本冊子内「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照ください。株主様の関心が高いと思われる事項につきまして、2025年12月期（第24期）定時株主総会で取り上げさせていただく予定です。株主総会にて取り上げることができなかつたご質問につきましては今後の参考とさせていただきます。

【事前ご質問のご登録方法】

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後5時まで

本総会専用ウェブサイト：<https://meetings.lumiconnect.com/>

9. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては書面により事前に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込が必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合には、お申込みを無効とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後5時まで

FAX番号：03-4586-9659

ご連絡日：2026年3月13日（金曜日）午前10時から午後5時にお電話にてご連絡いたします。

10. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ】

受付期間：2026年3月3日（火曜日）正午から

2026年3月10日（火曜日）午後5時まで

メールアドレス：ir@product.gmo

FAX番号：03-4586-9659

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2026年3月17日（火曜日）午後2時30分より
（ログイン開始時間 午後2時00分より）

1 配信サイトにアクセス

<https://meetings.lumiconnect.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 会議IDをご入力

700-062-749-379

上記会議IDをご入力後「会議に参加」を押してください。

ID、パスワードをご入力後、「サインイン」を押してください。

開会時間となる

2026年3月17日（火曜日）午後2時30分までお待ちください

ご注意事項など

1 バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

OS	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
	Windows11	MacOS 最新版	Android 10以上	iOS15以上
ブラウザ※1	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Google Chrome	Safari

※1 最新バージョンにてご覧ください。

2 議決権行使について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上で議決権を行使いただけます。

3 ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、オンライン上でご質問及び動議を提出いただけます。ご質問及び動議に関するご注意事項は「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」に記載しておりますのでご参照ください。

4 その他の注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などの利用行為については、無断で改変する等、法令違反やそのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

5 お問い合わせについて

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月2日（月）～3月16日（月）
午前9時～午後5時まで（土日祝を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社 **050-3186-4576**
Jストリーム

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開や内部留保等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金59円52銭 総額262,073,941円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社に移行するため、定款の内容を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもってその効力が発生するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第5条 条文省略	第1章 総則 第1条～第5条 現行どおり
第6条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人	第6条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査等委員会 (削除) 3 会計監査人
第2章 株式 第7条～第13条 条文省略	第2章 株式 第7条～第13条 現行どおり
第3章 株主総会 第14条～第19条 条文省略	第3章 株主総会 第14条～第19条 現行どおり
第4章 取締役および取締役会 第20条(取締役の員数) 当社の取締役は、11名以内とする。 (新設)	第4章 取締役および取締役会 第20条(取締役の員数) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は 11名以内とする。 <u>2.当社の監査等委員である取締役 (以下「監査等委員」という。) は、3名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第21条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.～3. 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2.～3. 現行どおり</p> <p>4.当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。</p> <p>5.補欠の監査等委員の選任決議の定足数は、第 2 項の規定を準用する。</p> <p>6.補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>
<p>第22条(取締役の任期) 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条(取締役の任期) 現行どおり</p> <p>2.前項の定めにかかわらず、監査等委員の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3.補欠として選任された監査等委員の任期は、<u>退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条～第24条 条文省略</p>	<p>第23条～第24条 現行どおり</p>
<p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第25条(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第26条(取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2.取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第26条(取締役会の決議の方法) 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2.取締役の全員が、取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第27条 条文省略</p>	<p>第27条 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>第28条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第28条(取締役会の議事録) 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第29条 条文省略</p>	<p>第29条 現行どおり</p>
<p>第30条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条(取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第31条 条文省略</p>	<p>第31条 現行どおり</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 第32条(監査役の員数) 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査等委員会 (削除)</p>
<p>第33条(監査役の選任) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3.当会社は会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4.補欠監査役の選任決議の定足数は、本条第 2 項の規定を準用する。 5.前 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 6.補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p>	<p>(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>
<p>第34条(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第35条(常勤の監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第36条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第32条(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第37条(監査役会の決議の方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>第33条(監査等委員会の決議の方法) 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>第38条(監査役会の議事録) 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>第34条(監査等委員会の議事録) 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第39条(監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>第35条(監査等委員会規程) 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第40条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>第41条(監査役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2.当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人 第42条(会計監査人の選任) 条文省略</p>	<p>第6章 会計監査人 第36条(会計監査人の選任) 現行どおり</p>
<p>第43条(会計監査人の任期) 条文省略</p>	<p>第37条(会計監査人の任期) 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>第44条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第38条(会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算 第45条(事業年度) 条文省略</p>	<p>第7章 計 算 第39条(事業年度) 現行どおり</p>
<p>第46条(剰余金の配当等の決定機関) 条文省略</p>	<p>第40条(剰余金の配当等の決定機関) 現行どおり</p>
<p>第47条(剰余金の配当の基準日) 条文省略</p>	<p>第41条(剰余金の配当の基準日) 現行どおり</p>
<p>第48条(配当金の除斥期間) 条文省略</p>	<p>第42条(配当金の除斥期間) 現行どおり</p>
<p>第8章 附 則 (新設)</p>	<p>第8章 附 則 第1条(監査役の責任免除に関する経過措置) 当社は、2025年12月期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2.2025年12月期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。2025年10月1日付で辞任した本郷哲也氏、長田幸也氏を除く取締役6名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、うち橋本昌司氏は第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として、監査等委員である取締役に選任されます。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	担当	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1 再任	おぎた たけひろ 荻田 剛大	代表取締役社長	—	14回中14回に出席 (100%)
2 再任	くまがい まさとし 熊谷 正寿	取締役会長	—	17回中16回に出席 (94%)
3 再任	もり たけのり 森 勇憲	取締役	CFO・経営管理本部管掌	17回中17回に出席 (100%)
4 再任	やすだ まさし 安田 昌史	取締役	—	17回中16回に出席 (94%)

(注) 荻田剛大氏は2025年3月18日付開催、当社2024年12月期（第23期）定時株主総会にて取締役に選任及び就任のうえで、同日以降開催された取締役会（計14回）にすべて出席しております。

候補者
番号

1



おぎわ たけひろ
荻田 剛大

(1982年10月15日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

421,705株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2006年 4月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社
- 2015年 4月 株式会社タウンWiFi創業（現GMOタウンWiFi株式会社）代表取締役（現任）
- 2019年11月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）にグループジョイン
- 2025年 3月 GMOリサーチ&AI株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）代表取締役副社長
- 2025年 4月 GMOリサーチ&AI株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）代表取締役社長（現任）
- 2025年10月 GMOリサーチ&AI株式会社 代表取締役社長（現任）
- 2025年11月 GMOプレイアド株式会社（現GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社）取締役（現任）
- 2026年 1月 STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）代表取締役社長（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOタウンWiFi株式会社の経営における豊富な経験と知見を有しており、2025年から当社の代表取締役を務めております。当社連結企業の属する事業分野や提供するサービスに精通しているため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



くまがい まさとし
熊谷正寿
(1963年7月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 5月 株式会社ボイスメディア（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役
- 1999年 9月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）代表取締役
- 2000年 4月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役
- 2001年 8月 株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）代表取締役会長
- 2002年 2月 株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社）取締役
- 2002年 4月 GMO総合研究所株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役会長（現任）
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年 3月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）取締役会長（現任）
GMOモバイルアンドデスクトップ株式会社（現GMOメディア株式会社）取締役会長（現任）
- 2004年12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）取締役会長
- 2007年 3月 株式会社まぐクリック（現GMOインターネット株式会社）取締役会長
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役会長兼社長グループ代表
- 2011年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長兼社長
- 2012年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役会長（現任）
- 2015年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役
- 2016年 3月 GMOアドパートナーズ株式会社（現GMOインターネット株式会社）取締役会長（現任）
- 2022年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO（現任）
- 2025年10月 GMO TECHホールディングス株式会社 取締役会長（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営における豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

3



もり たけのり

森 勇 憲

(1977年9月17日生)

再 任

所有する当社の株式数
普通株式
3,200株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2001年10月 中央青山監査法人入所
- 2005年 4月 公認会計士登録
- 2006年 9月 PwCあらた有有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
- 2008年 8月 PwCオーストラリア法人シドニー事務所出向
- 2012年 2月 PwCコンサルティング合同会社出向
- 2017年12月 JVCC株式会社 取締役 CFO就任
- 2019年10月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）入社 経営管理部 部長
- 2020年 2月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）経営管理本部 本部長
- 2020年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役 経営管理本部 本部長
- 2021年 1月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役 グローバル経営管理本部 本部長
- 2021年10月 GMO RESEARCH PVT. LTD.（現GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.）Director
- 2024年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）常務取締役 グローバル経営管理本部 本部長
- 2025年 3月 GMOタウンWiFi株式会社 取締役（現任）
- 2025年 3月 GMOリサーチ&AI株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）専務取締役 グローバル経営管理本部
- 2025年 4月 GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director（現任）
- 2025年 4月 GMOリサーチ&AI分割準備株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社）取締役
- 2025年10月 GMOリサーチ&AI株式会社 専務取締役（現任）
- 2025年10月 GMOプロダクトプラットフォーム株式会社 取締役 CFO 経営管理本部管掌（現任）
- 2026年 1月 STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）取締役（現任）

・選任理由及び期待される役割

公認会計士としての専門的な知識と、企業経営全般において豊富な経験を有しており、当社の経営管理を統括する取締役として業務を執行していることから、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

候補者
番号

4



やすだ まさし
安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2000年 4月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）入社
- 2001年 9月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）経営戦略室長
- 2002年 2月 株式会社ユーキャストコミュニケーションズ（現GMOメディア株式会社）監査役
- 2002年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役 経営戦略室長
- 2003年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）常務取締役 グループ経営戦略担当兼 I R 担当
株式会社アイル（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2004年 12月 株式会社カードコマースサービス（現GMOペイメントゲートウェイ株式会社）監査役
- 2005年 3月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 管理部門統括・グループ経営戦略・I R 担当
- 2006年 9月 株式会社paperboy&co.（現GMOペパボ株式会社）監査役
GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）監査役
- 2008年 3月 株式会社まぐリック（現GMOインターネット株式会社）取締役（現任）
- 2008年 5月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループ管理部門統括
- 2012年 1月 GMOクリックホールディングス株式会社（現GMOフィナンシャルホールディングス株式会社）取締役（現任）
- 2013年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）専務取締役 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3月 GMOメディア株式会社 取締役（現任）
GMOペパボ株式会社 取締役
GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）取締役（現任）
- 2016年 6月 あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社）社外監査役
- 2016年 12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）
- 2019年 6月 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役（現任）

2022年 3月	GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）取締役 グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括
2025年10月	GMO TECHホールディングス株式会社 取締役（現任）
2026年 1月	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ経営、公認会計士としての豊富な経験と知見を有しており、当社のガバナンス体制強化と経営に関する助言をいただくため、取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者荻田剛大氏、森勇憲氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者熊谷正寿氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表会長兼社長執行役員・CEO、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長、GMOペパボ(株)取締役会長、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長、GMO TECHホールディングス(株)取締役会長、GMOメディア(株)取締役会長、GMOインターネット(株)取締役会長を兼務しております。なお、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
3. 候補者安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐、親会社の子会社である、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役、GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役、GMOインターネット(株)取締役、GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役、GMOメディア(株)取締役、GMO TECHホールディングス(株)取締役を兼務しております。また、GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役を兼務しております。なお、GMOフィナンシャルホールディングス(株)を除いた当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
4. 候補者荻田剛大氏は、当社の子会社である、GMOリサーチ&AI(株)代表取締役社長、GMOタウンWiFi(株)代表取締役社長、GMOユーザーリサーチプラットフォーム(株)取締役、GMO STOCK POINT(株)代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
5. 候補者森勇憲氏は、当社の子会社である、GMOリサーチ&AI(株)専務取締役、GMOタウンWiFi(株)取締役、GMO STOCK POINT(株)取締役を兼務しております。なお、当社と各社との間には、営業上の取引関係があります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますところ、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1



はしもと まさじ
橋本昌司

(1967年7月14日生)

新任
社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2000年 4月	第一東京弁護士会弁護士登録 長谷川俊明法律事務所入所
2004年 4月	三井安田法律事務所入所
2004年12月	リンクレーターズ法律事務所（現外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ）入所
2006年 4月	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科非常勤講師
2007年 1月	Allen&Gledhill LLP（シンガポール）入所
2007年12月	Linklaters LLP（ロンドン）入所
2008年 6月	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ入所
2009年 6月	渥美総合法律事務所・外国法共同事業 （現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）入所
2010年12月	同パートナー
2011年 8月	TLCタウンシップ株式会社コンプライアンス委員会外部委員
2014年 3月	GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）社外取締役（現任）
2017年 4月	東急不動産リート・マネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員（現任）
2017年 6月	アストマックス株式会社 社外取締役（現任）
2020年 6月	大幸薬品株式会社 社外取締役（監査等委員）
2024年 2月	橋本総合法律事務所代表（現任）
2024年 3月	大幸薬品株式会社 専務取締役（現任）

・選任理由及び期待される役割

弁護士としての幅広い知識と企業法務にかかわる豊富な経験をもとに、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社取締役会において積極的な意見と提言をいただいております。社外取締役としての立場から当社の経営の監督を行っていただくことで、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者として選定いたしました。

候補者
番号

2



てづか ななこ
手塚 奈々子

(1973年8月11日生)

新 任
社外取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1998年10月 青山監査法人入所
- 2003年 5月 公認会計士登録
- 2006年10月 PwCあらた有限責任監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）入所
- 2010年10月 手塚会計事務所設立（現任）
- 2024年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）社外監査役（現任）
- 2025年 3月 GMOタウンWiFi株式会社 監査役（現任）
- 2025年 4月 GMOリサーチ&AI分割準備株式会社（現GMOリサーチ&AI株式会社） 監査役（現任）

・ 選任理由及び期待される役割

公認会計士として、財務及び会計に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行を監査できると判断し、2024年より当社の社外監査役に就任しております。

今後も、その見識に基づく助言をいただくため、監査等委員である社外取締役候補者として選定いたしました。

なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行いただけると判断しております。

候補者
番号

3



まつい ひでゆき
松井 秀行
(1965年4月10日生)

新 任

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1989年 4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行
- 1997年 3月 東京大学大学院農業生命科学研究科 農業・資源経済学 修士課程修了
- 2000年10月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 東京営業第二部次長
- 2005年 3月 株式会社りそな銀行 渋谷支店法人営業室長
- 2010年 7月 株式会社りそな銀行 虎ノ門支店営業第二部長
- 2012年11月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 入社 グループ国際化支援室マネージャー
- 2018年 4月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） グループ国際化支援室長
- 2021年12月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 不動産投資管理室長
- 2023年 1月 GMOメディア株式会社 監査役
- 2023年 2月 GMOリサーチ株式会社(現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社) 監査役（現任）
- 2023年 3月 GMOインターネットグループ株式会社 取締役監査等委員（現任）
- 2025年 3月 GMOメディア株式会社 取締役監査等委員（現任）

・選任理由及び期待される役割

GMOインターネットグループ株式会社の国際化支援室・不動産投資管理室長として業務を執行するなど、豊富な業務経験と幅広い見識を有し、GMOインターネットグループ経営及び事業全般に精通しております。広範かつ高度な視野で監査いただくため、当社の監査等委員である取締役として適任であると判断し、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者橋本昌司氏、手塚奈々子氏は社外取締役候補者であります。
3. 候補者橋本昌司氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
4. 候補者手塚奈々子氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 候補者橋本昌司氏は、東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員、アストマックス(株)社外取締役、橋本総合法律事務所代表、大幸薬品(株)専務取締役を兼務しております。各社と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 候補者手塚奈々子氏は、当社の子会社である、GMOリサーチ&AI(株)監査役、GMOタウンWiFi(株)監査役を兼務しております。
7. 当社は、本総会において、第2号議案及び橋本昌司氏、手塚奈々子氏、松井秀行氏の新任が承認された場合には、各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
8. 当社は、橋本昌司氏、手塚奈々子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
9. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、補欠の監査等委員である取締役の候補として、選任をお願いするものであります。監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は、当社定款の規定により、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



はまたに まさとし
浜谷 正俊
(1969年10月9日生)

補欠取締役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

・略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1992年 4月 山一証券株式会社入社
- 1992年 8月 ユニバーサルテクノロジー株式会社入社
- 1998年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 2004年10月 株式会社新生銀行（現株式会社SBI新生銀行）入社
- 2005年 6月 昭和リース株式会社 監査役
- 2005年 6月 株式会社ワイエムエスシックス 監査役
- 2010年 7月 株式会社清新FAS 代表取締役
- 2010年10月 東京国税不服審判所に出向 国税審判官任官
- 2013年 1月 株式会社清新FAS 代表取締役（現任）
- 2014年 3月 GMOリサーチ株式会社（現GMOプロダクトプラットフォーム株式会社）社外監査役（現任）
- 2016年 3月 GMOペパボ株式会社 取締役監査等委員
- 2024年 7月 株式会社東栄工業 取締役（現任）

・選任理由及び期待される役割

公認会計士として、財務及び会計に関する幅広い見識を有するほか、監査役として監査機能の確立に携わった経験を有しております。また、2014年3月から2026年3月まで当社の社外監査役に就任し、客観的かつ公正な立場から取締役の職務の執行の監査をしていただいていた実績を踏まえ、候補者として選定いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者浜谷正俊氏は社外取締役の補欠候補者であり、同氏に関する事項は次のとおりであります。
- (1)同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、社外取締役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。
- (2)同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限度とする契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、本議案が承認され、かつ同氏が社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

1. 設定の理由

当社の取締役の報酬額につきましては、2023年3月開催の株主総会決議において、年額220百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）とさせていただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬額を、その後の経済情勢の変化及び経営体制強化に伴う取締役会の構成の変化等、諸般の事情を考慮いたしまして、年額220百万円以内に改定することをお願いするものであります。

なお、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、対象となる取締役の員数は4名となります。

2. 取締役の報酬額設定を相当とする理由

取締役の報酬額設定につきましては、当社が定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿うものであり、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、コーポレートガバナンスの強化、業務の専門化・高度化に伴う今後の取締役の役割の拡充、質の確保を総合的に勘案しつつ、相当であるものと判断しております。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

設定の理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員の職務と責任、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、年額34百万円以内（うち社外取締役34百万円以内）に設定することをお願いするものであります。

なお、第4号議案を原案どおりご承認いただいた場合には、対象となる取締役の員数は3名（うち社外取締役は2名）となります。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2025年4月1日の株式交換の効力発生により、GMOタウンWiFi株式会社を完全子会社化し、経営統合を行いました。また、2025年10月1日には、当社は一切の事業（但し、当社が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。）に関する権利義務を、当社の完全子会社であるGMOリサーチ&AI分割準備株式会社（以下、「分割準備会社」という。）に対して承継させる吸収分割を行い、当社は持株会社へと移行しました。

2025年10月1日には、当社の事業を承継する分割準備会社は「GMOリサーチ&AI株式会社」へと商号を変更し、当社は「GMOプロダクトプラットフォーム株式会社」へと商号を変更しました。

当社グループは、「世の中によいプロダクトを増やしていく」というビジョンを掲げるGMOプロダクトプラットフォーム株式会社のもと、生活者（ユーザー）の課題解決に貢献するよいプロダクトを提供できるプラットフォームの実現を推進しております。

当社グループは、2025年4月1日に当社及びGMOタウンWiFi株式会社の両社の事業を統合後、新たなサービスの取り込みを通じて、プラットフォームの価値向上を図ってまいりました。2025年11月1日には、GMOプレイアド株式会社（現GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社）の全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社は、既存の顧客アンケートに組み込むことで、AIが回答の背景や理由を深掘りし、プロダクト改善や判断に使える「深い顧客理解」を引き出すリサーチモジュールである「DepthX byGMO」を提供しており、プロダクトプラットフォーム事業におけるアンケート機能の強化につながります。

また、2025年12月26日には、STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）の株式の81.0%を取得し、同社を連結子会社化いたしました。GMO STOCK POINT株式会社は、ポイントと企業の株価を連動させる技術を活用した「株価連動型ポイント運用システム」を開発・提供しております。GMO STOCK POINT株式会社が提供する株価連動型ポイント運用システムが当社グループのプラットフォームに組み込まれることで、当社グループのプラットフォームが提供できる機能が充実し、より活用価値の高いプラットフォームへと進化させることができます。

当社グループのプロダクトプラットフォーム事業は、ポイント機能を基盤とし、プロダクトのユーザーエクスペリエンス（体験価値）と収益性を向上させる様々な機能を持つプラットフォームを構築し、ユーザーに対するプロダクトの価値や収益力を高めたいプロダクトに、そのプラットフォームを導入し活用いただく事業です。

プロダクトプラットフォーム事業は、現在はアンケートと広告が主な提供サービスとなっております。

アンケートでは、市場調査ニーズのある顧客企業へ、当社グループが保有するASIA Cloud Panelへの市場調査の実施を可能とするとともに、会員基盤を有するメディアやアプリを保有する企業に対して、会員（ユーザー）がアンケートに回答する機会を提供することで、企業が保有するメディアやアプリの魅力を高め、会員（ユーザー）の満足度の向上に役立てていただいております。

当社グループが提供するアンケートサービスは、国内外で展開されており、手軽に利用できるアンケートプラットフォームからプロフェッショナル向けの調査用ツールまで、幅広いソリューションをご提供しています。また、クライアントは、製造、販売、金融、小売、交通、サービス提供など特定の商業活動を行い、市場に商品やサービスを提供することで収益獲得を目的とする企業、および学校や官公庁、あるいは、マーケティングソリューションの一環として調査サービスを提供する企業、さらに、特定の市場や消費者情報の収集を支援するサービスを主に行う企業などであり、このようなクライアントの多様なニーズに対応しています。

市場調査ニーズのある顧客企業へ提供している主なサービスは以下のとおりです。

「GMO Market Observer」：DIY（セルフ）型のオンライン調査プラットフォームです。機能強化と運用標準化により、顧客企業の効率的なマーケティングリサーチを支援しています。

「GMO Ask」：発注から回収まで完全オンラインで行えるDIYアンケートプラットフォームです。AIを活用したパッケージ型調査サービスをシリーズ展開しています。

「No.1検証リサーチ」：一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会の審査・認定に基づき、No.1検証を適正に行います。適正なプロセスに基づいたNo.1検証を行うことで、消費者の誤認防止、企業の法的リスク回避を徹底的にサポートし、サービス・商品価値の向上、消費者の信頼獲得に貢献します。

「DepthX byGMO」：AIを活用した人間理解に特化した調査プラットフォームです。既存の顧客アンケートに組み込むことで、AIが回答の背景や理由を深掘りし、プロダクト改善や判断に使える深い顧客理解を引き出します。

なお、これまで当社グループはインターネットリサーチ事業を行っていましたが、中間連結会計期間よりプロダクトプラットフォーム事業に名称を変更いたしました。当該変更により、当社グループが顧客に提供してき

たインターネットリサーチ（市場調査）のケイパビリティが低減・縮小するものではございません。当社グループが提供するインターネットリサーチは、これまでどおり、日本及びアジアを中心とする業界最大級のASIA Cloud Panelへのアクセスを可能とする市場調査のプラットフォームを、調査を専門とする調査会社や事業会社等へ提供いたします。

次に、広告については、当社グループが所有するメディアやアプリ、他社が所有するメディアやアプリ等において広告の掲載・配信を行うことで、会員（ユーザー）にポイント獲得手段を提供するなど、会員（ユーザー）の満足度の向上に寄与しております。

広告サービスを提供している主な自社アプリは以下のとおりです。2025年1月には「シフト手帳 byGMO」を、2025年2月には「推して何日？ byGMO」を新規に取得し、広告サービスの拡大に取り組んでおります。

「タウンWiFi byGMO」：一般消費者向けのスマートフォンアプリとして、一度登録するとそれ以降ログイン等の面倒な手間なく、対応するフリーWi-Fiスポットに自動的に接続できるアプリです。

「Cashmart byGMO」：レシートや冷蔵庫など身近なものの写真を撮影することや、移動距離や歩数、ゲーム、アンケートなどでポイントを貯め、貯めたポイントを各種ギフトカードや商品券などに交換できるアプリです。

「シフト手帳 byGMO」：仕事のシフト・スケジュール管理、時給・残業・深夜手当を含むシフト給料計算を一括で行えるアプリです。他にも、祝日対応カレンダー、アラーム、ウィジェット、メール共有、月／年別給与詳細レポート、iPhoneカレンダー出力など多機能で、ダブルワークや通常のスケジュール管理にも対応しています。

「推して何日？ byGMO」：アイドルやアニメのキャラクターなどの「推し」を応援し始めてからの経過日数を一目で確認できるアプリです。また、グッズ購入記録や「推し貯金」にも対応しているほか、恋人や家族などとの記念日管理など、様々な用途で大切な思い出を記録できます。

なお当社は、2025年4月1日のGMOタウンWiFi株式会社との株式交換、および2025年10月1日の当社の吸収分割と持株会社化に関連する費用（以下、両者を総称して「経営統合関連費用」といいます。）として、当連結会計年度において210百万円を販売費及び一般管理費に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、以下のとおりです。

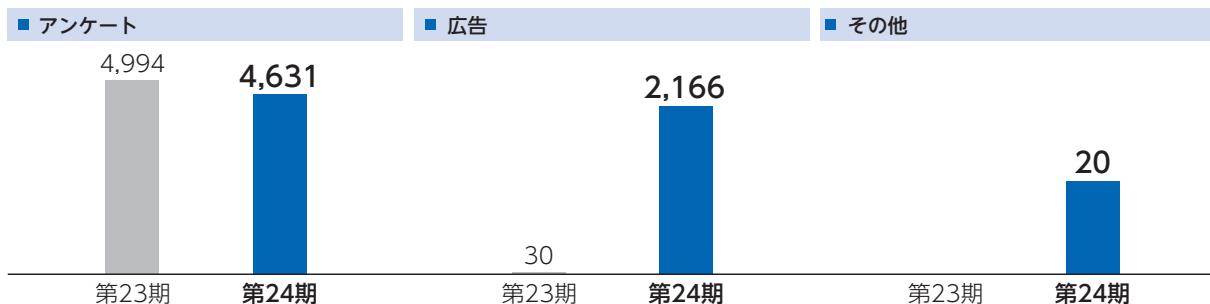
(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
売上高	5,025,786	6,818,184	35.7%
営業利益	235,122	340,678	44.9%
経常利益	248,884	323,432	30.0%
親会社株主に帰属する 当期純利益	183,147	155,636	△15.0%

販売チャネル別売上高

事業区分	第 23 期 (2024年12月期) (前連結会計年度)		第 24 期 (2025年12月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
アンケート	4,994百万円	99.4%	4,631百万円	67.9%	△363百万円	△7.3%
広告	30	0.6	2,166	31.8	2,135	—
その他	—	—	20	0.3	20	—
合 計	5,025	100.0	6,818	100.0	1,792	35.7

(単位：百万円)



(注)従来、売上高を「事業会社」、「調査会社」、「グローバルパネル会社」に区分しておりましたが、2025年4月1日のGMOタウンWiFi株式会社との経営統合により、従来から当社グループが提供するサービスと、GMOタウンWiFi株式会社が提供するサービスの融合をしたことから、当連結会計年度より、上記の区分に変更しております。前連結会計年度との比較については、前連結会計年度の販売チャネル別を当連結会計年度の販売チャネル別に組み替えて比較しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は29百万円で、その主なものは社内利用ソフトウェアの開発であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、STOCK POINT株式会社の株式の取得を目的として、金融機関より長期借入金547百万円を調達いたしました。また、当社グループの事業拡大および成長戦略の一環である仲間づくり（いわ

ゆるM&A)への投資を継続的に実行していくにあたり、機動的な資金調達手段を確保し、当社グループの資金的な安定性を高めるため、当座貸越契約(借入限度額1,000百万円)を締結し、100百万円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2025年10月1日付で、当社の一切の事業(但し、当社が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。)に関する権利義務を、GMOリサーチ&A I株式会社(旧GMOリサーチ&A I分割準備株式会社)に承継させる吸収分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社の子会社であるGMOプレイアド株式会社(現GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)は、GMO NIKKO株式会社より、プレイアド事業の譲受をいたしました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年4月1日付で、株式交換により、GMOタウンWiFi株式会社の発行済株式の全てを取得し、子会社としました。

当社は、2025年11月1日付で、GMOプレイアド株式会社(現GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)の発行済株式の全てを取得し、子会社としました。

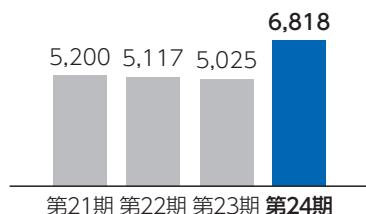
当社は、2025年12月26日付で、STOCK POINT株式会社(現GMO STOCK POINT株式会社)の株式を81.0%取得(みなし取得日2025年12月31日)し、子会社としました。

(2) 財産及び損益の状況

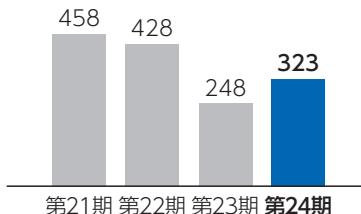
企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 21 期 (2022年12月期)	第 22 期 (2023年12月期)	第 23 期 (2024年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売上高	(千円) 5,200,640	5,117,203	5,025,786	6,818,184
経常利益	(千円) 458,176	428,219	248,884	323,432
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 356,385	307,314	183,147	155,636
1株当たり当期純利益	(円) 218.39	188.23	112.10	41.83
総資産	(千円) 3,072,220	2,993,556	2,996,006	9,456,559
純資産	(千円) 1,908,906	2,047,417	2,112,599	2,455,016
1株当たり純資産	(円) 1,169.24	1,252.99	1,285.10	552.98

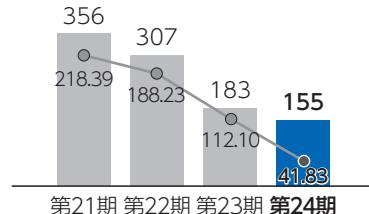
■ 売上高
(単位：百万円)



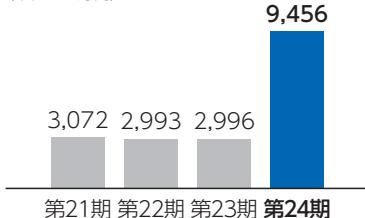
■ 経常利益
(単位：百万円)



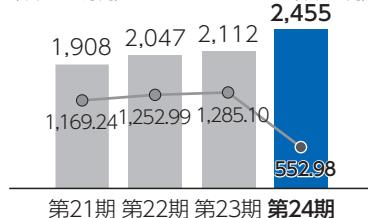
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 ● 1株当たり当期純利益
(単位：百万円) (単位：円)



■ 総資産
(単位：百万円)



■ 純資産 ● 1株当たり純資産
(単位：百万円) (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	5,000百万円	70.45%	インターネット総合事業

(注) 当社は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社とは営業上の取引関係、役員の兼務等の関係があります。当社とGMOインターネットグループ株式会社との間には、当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等は締結しておらず、同社との関係で当社の重要な財務及び事業の方針に特段の制約はありません。当社は、当社の取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っております。また当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性があると考えております。当社及びGMOタウンWiFi株式会社の株式交換においては、当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得等、利益相反を回避するための措置を講じるとともに、取締役会において適切に審議・確認を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
GMOタウンWiFi株式会社	100,000千円	100%	インターネット接続仲介業及びアクセスサービス業
GMOリサーチ&A I株式会社	10,000千円	100	インターネットリサーチ事業
GMOプレイアド株式会社 (現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)	1,000千円	100	インターネットリサーチ事業
STOCK POINT株式会社 (現 GMO STOCK POINT 株式会社)	100,000千円	81.0	株価連動型ポイント運用システムの開発
GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	2,500,000シンガポールドル	100	インターネットリサーチ事業
技募驛動市場調査(上海)有限公司	1,500,000人民元	0.0 (60.0)	インターネットリサーチ事業
GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.	10,283,990インドルピー	0.3 (99.7)	インターネットリサーチ事業

GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	500,000マレーシアリングット	0.0 (100.0)	インターネットリサーチ事業
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	500,000アメリカドル	100	インターネットリサーチ事業

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の () 書きは、間接所有の内書です。
 2. GMOタウンWiFi株式会社、GMO STOCK POINT株式会社、GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.及びGMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.は特定子会社に該当しております。
 3. 2025年4月1日付で、株式交換により、GMOタウンWiFi株式会社の発行済株式の全てを取得し、子会社としました。
 4. 2025年11月1日付で、GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社(旧 GMOプレイアド株式会社)の発行済株式の全てを取得し、子会社としました。
 5. 2025年12月26日付で、GMO STOCK POINT株式会社(旧STOCK POINT株式会社)の株式を81.0%取得(みなし取得日 2025年12月31日)し、子会社としました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	当社における株式の帳簿価額	当社の総資産額
GMOタウンWiFi株式会社	東京都渋谷区桜丘町26番1号	534,876千円	2,654,412千円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の項目を対処すべき主要課題と捉えております。

① プロダクトの継続的改良と商品力の強化

当社グループは、グループ各社が展開するプロダクトについて、市場環境や顧客ニーズの変化に的確に対応し、商品力を継続的に強化していくことが重要な課題であると認識しております。そのため、各プロダクトにおける機能性、品質、利便性および安全性の向上などの取り組みのほか、顧客の体験価値を高める改良を継続することで、各プロダクトの付加価値向上を図ってまいります。また、プロダクトごとに蓄積されたデータや運用知見を活用し、競争力のある商品を継続的に提供できる体制の構築に努めてまいります。

② グループシナジーの創出および事業領域の拡大

当社グループは、GMOプロダクトプラットフォーム連結企業集団として、グループ各社が有するプロダクトや技術、顧客基盤、運営ノウハウを相互に連携・活用することで、グループ全体としての価値を最大化していくことが重要な課題であると認識しております。グループ各社におけるプロダクトの継続的改良に加え、当社グループ内におけるプロダクト間の連携や機能補完を通じて、各社単独では実現が難しい付加価値の創出や、新たなサービス提供の可能性を拡げてまいります。また、こうした取り組みを通じて、グループ各社間での相互作用を継続的に生み出し、プロダクトプラットフォーム事業としての提供価値を面的に拡張することで、事業領域の拡大および中長期的な成長機会の創出を目指してまいります。

③ AI活用を含めた人材の育成および組織基盤の強化

当社グループが、プロダクト競争力の強化およびグループシナジーの創出を持続的に実現するためには、人材の育成および組織基盤の強化が不可欠であると認識しております。特に、AIをはじめとする先端技術の進展を踏まえ、業務効率化や付加価値創出に資する技術や知識の習得を促進するとともに、各職種における専門性の深化を図ってまいります。教育・育成体制の整備に加え、必要に応じて外部人材の活用や採用を行うことで、変化の激しい事業環境に柔軟に対応できる持続的な組織体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

当社グループの主要な事業は、「プロダクトプラットフォーム事業」であります。

当社グループは、2025年4月1日付の株式交換の効力発生により、GMOタウンWiFi株式会社を完全子会社化し、経営統合を行いました。この経営統合に伴い、「世の中によりプロダクトを増やしていく」という統合会社のビジョンのもと、生活者（ユーザー）の課題解決に貢献する良いプロダクトを提供できるプラットフォームの実現に向けて、これまで両社が培ってきた既存事業を統合いたしました。当社がこれまで培ってきた市場調査のプラットフォームは、プロダクトプラットフォーム事業においてアンケート機能の提供の役割を担います。当社は、従来のインターネットリサーチ事業も内包する形で、より包括的な「プロダクトプラットフォーム事業」へと事業範囲を拡大し、事業のさらなる発展を実現してまいります。

(6) 主要な営業所 (2025年12月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

GMOタウンWiFi株式会社	東京都渋谷区
GMOリサーチ&AI株式会社	東京都渋谷区
下関サテライトオフィス	山口県下関市
GMOプレイアド株式会社 (現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)	東京都渋谷区
STOCK POINT 株式会社 (現 GMO STOCK POINT株式会社)	東京都港区
GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.	シンガポール
技募驛動市場調査 (上海) 有限公司	中国 上海市
GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.	インド デリー
GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.	マレーシア クアラルンプール
GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク

(7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
プロダクトプラットフォーム事業	166 (22) 名	3名 (▲7名)
全社 (共通)	27 (3) 名	5名 (▲1名)
合 計	193 (25) 名	8名 (▲8名)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10 (30) 名	▲125名 (▲3名)	42.4歳	3.5年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	547,220千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 5,600,000株
- ② 発行済株式の総数 4,446,357株
- ③ 株主数 1,797名
- ④ 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
GMOインターネットグループ株式会社	3,098,771	70.38
荻田 剛大	421,705	9.58
GMOインターネット株式会社	138,381	3.14
株式会社HOSOKAWA	63,400	1.44
セントラル短資株式会社	39,800	0.90
MSIP CLIENT SECURITIES	35,000	0.79
亀山 茂	26,200	0.60
細川 慎一	20,300	0.46
GMOプロダクトプラットフォーム従業員持株会	19,050	0.43
高橋 元男	15,500	0.35

- (注) 1. 当社は、自己株式を43,233株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荻 田 剛 大	GMOタウンWiFi(株)代表取締役社長 GMOリサーチ&AI(株)代表取締役社長 GMOプレイアド(株) (現GMOユーザーリサーチプラットフォーム(株)) 取締役
取締役会長	熊 谷 正 寿	GMOインターネットグループ(株)代表取締役グループ代表 会長兼社長執行役員・CEO GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役会長 GMOペパボ(株)取締役会長 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役会長 GMO T E C Hホールディングス(株)取締役会長 GMOメディア(株)取締役会長 GMOインターネット(株)取締役会長
取締役副社長	細 川 慎 一	技募驛動市場調査（上海）有限公司董事 GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD. Managing Director GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD. Managing Director GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD. Managing Director GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director ヨーロッパ世論・調査市場協会（ESOMAR）日本代表 Asia Pacific Research Committee President
取締役	森 勇 憲	CFO・経営管理本部管掌 GMOタウンWiFi(株)取締役 GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director GMOリサーチ&AI(株)専務取締役

取締役	安田 昌史	GMOインターネットグループ(株)取締役グループ副社長執行役員・CFOグループ代表補佐グループ管理部門統括 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)取締役 GMOペイメントゲートウェイ(株)取締役 GMOインターネット(株)取締役 GMOフィナンシャルホールディングス(株)取締役 GMOメディア(株)取締役 GMO TECHホールディングス(株)取締役 GMOあおぞらネット銀行(株)社外取締役
取締役	橋本 昌司	東急不動産リート・マネジメント(株)コンプライアンス委員会外部委員 アストマックス(株)社外取締役 橋本総合法律事務所代表 大幸薬品(株)専務取締役
常勤監査役	手塚 奈々子	手塚会計事務所代表 GMOタウンWiFi(株)監査役 GMOリサーチ&AI(株)監査役
監査役	浜谷 正俊	(株)清新FAS代表取締役 株式会社東栄工業 取締役
監査役	松井 秀行	GMOインターネットグループ(株)取締役監査等委員 GMOメディア(株)取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役橋本昌司氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役橋本昌司氏、監査役手塚奈々子氏及び監査役浜谷正俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中に以下の取締役及び監査役の異動がありました。
 イ. 就任
 2025年3月18日開催の第23期定時株主総会において、新たに北川琢巳氏が補欠監査役に選任されました。
 ロ. 退任
 2025年3月18日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、安藤健一郎氏が取締役を退任いたしました。また、2025年10月1日付で、本郷哲也氏、長田幸也氏が取締役を辞任いたしました。
 6. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当および重要な兼職の状況
本郷 哲也	2025年10月1日	専務取締役 事業開発本部 本部長
長田 幸也	2025年10月1日	専務取締役 事業開発本部 本部長 台湾駐在員事務所代表 GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD. Director GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC. Director

② 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役橋本昌司氏、社外監査役手塚奈々子氏、社外監査役浜谷正俊氏、監査役松井秀行氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社の国内外の子会社のすべての取締役、監査役、及び管理職であります。

被保険者が会社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することを保険の内容としております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った取締役等自身の損害等は補償対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	108 (5)	108 (5)	— (—)	— (—)	7 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	14 (14)	14 (14)	— (—)	— (—)	2 (2)
合 計 (うち社外役員)	123 (19)	123 (19)	— (—)	— (—)	9 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2023年3月22日開催の定時株主総会において、年額220百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役は1名）です。
 3. 監査役の報酬限度額は、2023年3月22日開催の定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
 4. 取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名（うち社外取締役0名）を除いております。
 5. 監査役の支給人員は、無報酬の監査役1名（うち社外監査役0名）を除いております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等として、取締役に対して賞与を支給しております。

業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各事業年度の当社の親会社株主に帰属する当期純利益であります。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。

業績連動報酬等の算定方法は、業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定します。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益（業績連動報酬等の算定基準値となるもの）は349百万円となりました。

⑥ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月15日開催の取締役会において、決議しております。

ロ. 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬等により構成しております。

固定報酬は、役職ごとに内規で定めた基準額に、前事業年度の連結業績指標や個人業績指標等を加味して決定しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみの構成としており、株主総会の決議によって定められた報酬枠の範囲内において、取締役会により決定いたします。

業績連動報酬は、親会社株主に帰属する当期純利益を業績連動指標として採用しております。親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標として採用した理由は、ステークホルダーへの配当原資となる親会社株主に帰属する当期純利益を指標として用いることで、ステークホルダーとの建設的な対話を行い、中長期的な企業価値の向上を取締役に意識づけるためであります。業績連動指標が基準値を上回った場合に、基準値超過額を限度として、業績連動指標の一定割合を役員賞与の支給額として算出し、取締役会により決定します。

ハ. 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会で決定された報酬等の基本方針及び当該手続に基づき決定されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針に沿うものであると判断しております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役橋本昌司氏が兼務している東急不動産リート・マネジメント株式会社、アストマックス株式会社、橋本総合法律事務所及び大幸薬品株式会社と、当社との間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役浜谷正俊氏は、株式会社清新FASの代表取締役及び株式会社東栄工業取締役を兼務しております。当社と株式会社清新FAS及び株式会社東栄工業の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役手塚奈々子氏は、手塚会計事務所代表と、当社の子会社であるGMOリサーチ&AI(株)監査役、GMOタウンWiFi(株)監査役を兼務しております。当社と手塚会計事務所の間には特別な関係はありませんが、GMOリサーチ&AI(株)とGMOタウンWiFi(株)の間には、営業上の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	橋本昌司	当事業年度に開催された取締役会17回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	手塚奈々子	当事業年度に開催された取締役会17回のうちすべてに、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役	浜谷正俊	当事業年度に開催された取締役会17回のうちすべてに、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

ハ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
橋本昌司	弁護士としての幅広い知識と企業法務に関わる豊富な経験から、取締役会において積極的な意見と提言を適宜行っており、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に向けた経営の監督機能を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48.6百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の業務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役会は、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス意識の浸透、向上を図るため従業員に対するコンプライアンス教育を実施する。
- b 内部監査室によりコンプライアンス体制の有効性について監査が行われるとともに、コンプライアンス体制の状況は社長に報告される。
- c 各取締役は、取締役又は使用人の職務の執行が法令・定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。
- d 監査役は、取締役及び使用人の職務の執行について監査を行う。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に従って文書又は電磁的記録により適切に保存、管理を行う。取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

- a リスク管理を経営の重要課題と位置付け、リスクマネジメント規程に基づき、コンプライアンス推進委員会を設置し、同委員会ですリスク管理に関する体制の方針の決定、及び各部署のリスク管理体制についての評価、指導を行う。
- b 内部監査室は、リスク管理の状況を監査するとともに、内部監査の実施によって損失の危険のある業務執行行為を発見した場合には、発見した危険の内容、損失の程度等について経営会議及び監査役会に報告する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会は月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- b 取締役会から委嘱された業務執行については、社長を議長とし常勤取締役、常勤監査役を主要なメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、その審議を経て執行決定を行う。
- c 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により各取締役の担当、権限、責任を明確化する。

5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 当社と親会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するための監査体制を会計監査人とも連携して整備する。
- b 関係会社管理規程に基づき、子会社は定められた事項について随時報告することとし、社長統轄のもと、各担当部門が子会社に対する必要な業務の執行及び管理を行う。
- c 子会社との連絡・情報共有により、その状況を把握し、適時に協議・指示等を行う。
- d 監査役及び内部監査室が子会社監査を実施することにより業務の適正を確保する。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会において監査役の職務を補助すべき使用人を求める決議がされた場合は、速やかに使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとで、業務を補助する体制をとる。

7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課等の人事権に係る事項の決定は、各監査役の同意を得る。

8) 監査役の6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役が求めた場合には、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、当該使用人が他部署と兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a 監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、報告を受ける。
- b 監査役は当社および子会社の稟議書等重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて取締役、使用人等にその説明を求め、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握することができるものとする。
- c 当社および子会社の取締役および使用人は、以下に定める事項について発見したときは直ちに監査役にこれを報告する。
 - 1 会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - 2 会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、又はその恐れのあるもの
 - 3 社内規程への違反で重要なもの
 - 4 その他上記1～3に準じる事項
- d 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

10) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a 監査役は、内部監査室と緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- b 監査役は、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を行う。
- c 監査役と代表取締役は、定期的に情報・意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

② 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の排除に向けた仕組みを構築しております。取引先・株主・役員・従業員につきましては、当社では日経テレコンを利用し、反社会的勢力に該当するかどうかを確認しております。また、取引先との間で締結する取引基本契約においては、取引先が反社会的勢力等と関わる企業、団体等であることが判明した場合には契約を解除できる旨の条項を規定しております。

③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備、運用を行っております。また取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行うことにより、内部統制システムの実効性の向上を図っております。さらに常勤監査役については社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、内部監査担当部門についても定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当の継続と業績に応じた利益の還元を基本方針とし、財務体質や内部留保の水準、今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで決定いたします。連結ベースの配当性向65%以上かDOE（連結株主資本配当率）2%程度のいずれか高い方を目標に、株主の皆様への利益還元の強化を図って参ります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第24期 2025年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	7,747,074
現金及び預金	1,317,669
関係会社預け金	1,000,000
売掛金	1,252,518
有価証券	3,205,344
仕掛品	59,154
前払費用	70,394
預け金	211,904
その他	631,999
貸倒引当金	△1,911
固定資産	1,709,485
有形固定資産	25,117
建物	10,595
工具、器具及び備品	12,113
リース資産	2,409
無形固定資産	861,373
のれん	587,977
特許権	56,299
ソフトウェア	216,425
その他	669
投資その他の資産	822,994
投資有価証券	129,303
敷金及び保証金	286,246
繰延税金資産	406,942
その他	502
資産合計	9,456,559

(単位：千円)

科 目	第24期 2025年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	6,550,627
買掛金	255,151
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	109,440
リース債務	2,050
未払金	4,570,039
未払費用	191,809
未払法人税等	409,243
前受金	17,766
賞与引当金	93,323
ポイント引当金	653,979
その他	147,822
固定負債	450,915
長期借入金	437,780
リース債務	953
資産除去債務	10,168
その他	2,012
負債合計	7,001,542
● 純資産の部	
株主資本	2,373,621
資本金	299,034
資本剰余金	776,505
利益剰余金	1,343,871
自己株式	△45,791
その他の包括利益累計額	61,233
 その他の有価証券評価差額金	△5,162
 為替換算調整勘定	66,396
非支配株主持分	20,161
純資産合計	2,455,016
負債純資産合計	9,456,559

連結損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第24期	
	自 2025年1月1日	至 2025年12月31日
売上高		6,818,184
売上原価		2,992,415
売上総利益		3,825,769
販売費及び一般管理費		3,485,090
営業利益		340,678
営業外収益		
受取利息及び配当金	11,970	
その他	959	12,929
営業外費用		
支払利息	918	
為替差損	21,340	
投資事業組合運用損	7,917	
その他	0	30,176
経常利益		323,432
特別損失		
減損損失	46,790	46,790
税金等調整前当期純利益		276,641
法人税、住民税及び事業税	299,799	
法人税等調整額	△185,053	114,745
当期純利益		161,895
非支配株主に帰属する当期純利益		6,258
親会社株主に帰属する当期純利益		155,636

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	299,034	392,466	1,375,857	△45,791	2,021,566
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△187,621	-	△187,621
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	155,636	-	155,636
株式交換による増加	-	384,039	-	-	384,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	384,039	△31,985	-	352,054
当期末残高	299,034	776,505	1,343,871	△45,791	2,373,621

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,133	71,855	77,989	13,042	2,112,599
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△187,621
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	155,636
株式交換による増加	-	-	-	-	384,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△11,296	△5,459	△16,755	7,119	△9,636
当期変動額合計	△11,296	△5,459	△16,755	7,119	342,417
当期末残高	△5,162	66,396	61,233	20,161	2,455,016

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

9社

主要な連結子会社の名称

GMOリサーチ&A I株式会社

GMOタウンWiFi株式会社

GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)

STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)

GMO-Z.COM RESEARCH PTE. LTD.

技慕驛動市場調査(上海)有限公司

GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD.

GMO Z COM RESEARCH SDN. BHD.

GMO-Z.COM RESEARCH USA, INC.

(2) 連結の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、当社を株式交換完全親会社とし、GMOタウンWiFi株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、当社は持株会社体制に移行し、新たに設立したGMOリサーチ&A I分割準備株式会社を2025年10月1日付でGMOリサーチ&A I株式会社に商号変更し、GMOリサーチ&A I株式会社を連結の範囲に含めております。

さらに、当連結会計年度において、GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)およびSTOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、GMO-Z.COM RESEARCH PVT. LTD. および GMO STOCK POINT株式会社の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ)売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(ロ)その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア 5年（社内における利用期間）

特許権 8年～10年

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、将来の支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌連結会計年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

④外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における

為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、プロダクトプラットフォーム事業を営んでおります。「世の中によいプロダクトを増やしていく」というビジョンのもと、生活者（ユーザー）の課題解決に貢献するよいプロダクトを提供できるプラットフォームの実現に取り組んでおります。現在は、当社グループのプラットフォームが提供する主な機能はアンケートと広告となっており、収益は、インターネットを活用した市場調査活動におけるアンケートの集計・分析業務の受託や、当社グループまたは他社が所有するメディアやアプリ等における広告の掲載・配信によって獲得しております。

当社グループの提供するアンケートサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社グループが考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社グループのプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品またはサービス提供が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたって当社グループの知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたって収益を認識しています。

当社グループまたは他社が所有するメディアやアプリ等における広告の掲載・配信は、「タウンWiFi byGMO」などで提供されておりますが、アドネットワーク事業者と契約を締結するものであり、契約期間にわたってメディア/アプリ内において広告を配

信しユーザーに広告を視聴させるサービスを提供する義務を負っています。当該履行義務は、顧客との契約に基づき配信を通じて充足されるものであり、ユーザーの広告視聴回数等に応じて収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間において、20年以内の一定の年数で均等償却しております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べられる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 重要な会計上の見積り

STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)に係るのれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上したのれんの金額
558,813千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は当連結会計年度において、STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)の株式81.0%を取得し、連結子会社化しております。当該企業結合取引により生じたのれんは、今後の事業展開によって期待される既存事業に係る超過収益力から発生したものであります。当連結会計年度の決算では、識別可能な資産及び負債の特定並びに評価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、当連結会計年度末時点で入手可能な合理的な情報等に基づき暫定的な会計処理を行っております。

暫定的な会計処理の結果認識されたのれんは、企業結合日における当該株式の取得原価

と純資産の差額から算出しており、株式の取得原価は、被取得企業の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの割引現在価値から算定された株式価値を基礎として決定しております。なお、株式価値の算定には外部の専門家を利用しております。当社は、事業計画の達成状況を検討し減損の兆候を把握しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識することとしております。

② 主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎とした売上高成長率を主要な仮定として織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当連結会計年度末において、のれんは、減損の兆候はないと判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 84,102千円

(2) 当座貸越契約

当社グループは、機動的な資金調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,000,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引借入未実行残高	900,000千円

(3) 有価証券及び未払金

2025年12月26日付で株式を取得し、STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)を連結子会社化したことにより、当連結会計年度末における有価証券及び未払金が増加

しております。当該有価証券及び未払金の内容やリスクについては、「7. 金融商品に関する注記」をご参照ください。

5. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	金額
東京都	事業用資産	のれん等	33,124千円
東京都	事業用資産	ソフトウェア	13,666千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

① のれん等

キャッシュマートアプリに係るのれん等について、将来の収益見込み等を勘案した結果、33,124千円を減損損失として特別損失に計上しております。

② ソフトウェア

シンガポール及びインドにおける自社パネルに係るソフトウェアについて、将来の収益見込み等を勘案した結果、13,666千円を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産グルーピングの方法

当社グループは、減損損失の認定にあたり、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産グルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しております。当該使用価値は、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	1,677,000	2,769,357	—	4,446,357

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,769,357株は、当社を株式交換完全親会社とし、GM
OタウンWiFi株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行によるもの
であります。

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
普通株式	43,233	—	—	43,233

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月18日 定時株主総会	普通株式	187,621	114.84	2024年12月31日	2025年3月21日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度とな
るものは次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当 たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	262,073	59.52	2025年12月31日	2026年3月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金、銀行借入、及びリースにより調達しております。なお、親会社GMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引に参加していることにより、必要な資金を適宜調達することが可能となっております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。信用リスクに対しては、当社グループの与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券はSTOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)が保有する株式並びに投資信託等ではありますが、そのリスクに関しましては、STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)が保有する未払金とあわせまして、以下で説明しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、組合出資等であり、投資先の業績及び為替変動リスクに晒されておりますが、投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握し、為替変動リスクについては定期的にその変動をモニタリングしております。

関係会社預け金は、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社のCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）取引の利用に伴うものであり、同社に対する預け金であります。

敷金及び保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金は事業活動から生じた営業債務であり、買掛金のほとんどが1ヶ月以内の支払期日であり、また、未払金についても正常な営業サイクル内において決済が行われております。

なお、STOCK POINT株式会社(現 GMO STOCK POINT株式会社)では、株価連動型ポイント運用システムの開発・提供をしており、ユーザーより受託した運用対象ポイント残高を「未払金」として計上しております。ユーザーは、運用対象ポイント残高の範囲内で、疑似的に株式等の有価証券を購入し、運用を行うことが可能です。

ユーザーより受託した運用対象ポイント残高は、運用対象となる株式等の有価証券の時価変動によって変動しますが、GMO STOCK POINT株式会社は、ユーザーが疑似的に運用を行っている株式等の有価証券の買い付けと保有をするため、ユーザーより受託した運用対象ポイント残高と、GMO STOCK POINT株式会社が保有する有価証券

が、時価の変動によって連動する仕組みとなっております。これにより、ユーザーより受託した運用対象ポイント残高（ポイント返還義務である未払金）の変動リスクと、GMO STOCK POINT株式会社が保有する有価証券の変動リスクが相殺されるため、本取引に関連して当社が直接的に負担する市場リスクは排除されております。

借入金は、主に運転資金及び株式取得資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクを軽減する目的で為替予約取引及び外国為替証拠金取引を利用しています。当社グループのデリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクは極めて低いと認識しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	3,205,344	3,205,344	—
敷金及び保証金	286,246	285,061	△1,184
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	547,220	547,220	—
リース債務 (1年以内返済予定含む)	3,004	3,015	11
投資有価証券	0	0	—
デリバティブ取引 (注) 2	3,057	3,057	—

- (注) 1. 現金及び預金、関係会社預け金、売掛金、預け金、買掛金、短期借入金、未払金ならびに未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。
3. 上表に含まれない市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,000
組合出資金等	124,303

組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
株式	2,950,892	—	—	2,950,892
投資信託	254,452	—	—	254,452
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	—	—	0	0
デリバティブ取引	—	3,057	—	3,057

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

株式の時価は、取引所の価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しています。投資信託は、公表されている基準価額等によっており、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1に分類しております。

投資有価証券

当社が保有している投資有価証券は、経営陣の合理的な見積もりによるモデルに基づき算定された価格をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル3の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約取引及び外国為替証拠金取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2025年12月31日）

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	285,061	－	285,061
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	－	547,220	－	547,220
リース債務 (1年以内返済予定含む)	－	3,015	－	3,015

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
アンケート	4,631,278
広告	2,166,654
その他	20,251
顧客との契約から生じる収益	6,818,184
外部顧客への売上高	6,818,184

(2) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	867,516	1,252,518
契約負債	3,049	17,766
返金負債	8,173	13,820

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 552円98銭

(2) 1株当たり当期純利益 41円83銭

10. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

I. 株式交換の実行

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：GMOタウンWiFi株式会社

事業の内容：インターネット接続仲介業及びアクセスサービス業

(2) 企業結合日

2025年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式交換

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

3. 結合当事企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価：GMOプロダクトプラットフォーム株式会社（旧 GMOリサーチ&AI株式会社）の普通株式 384,039千円

取得原価：384,039千円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

GMOタウンWiFi株式会社の普通株式 1株：GMOプロダクトプラットフォーム株式会社（旧 GMOリサーチ&AI株式会社）の普通株式 193株

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG」といいます。）に対して株式交換比率の算定を依頼しました。

KPMGは、第三者算定機関として独立性を有し、株式交換比率の算定結果において、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案の上、各評価方法に基づき合理的な算定を実施しました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様様の利益に資するとの結論に至ったため、当社は、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断し、2025年2月12日に株式交換契約を締結いたしました。

(3) 交付した株式数

2,769,357株

5. その他取引の概要に関する事項

(1) 企業結合を行った主な理由及び取得企業を決定するに至った主な根拠

当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「想いを、世界に」というフィロソフィーのもと、業界最大級のパネルネットワークと技術力を背景に、アンケート調査を行う顧客企業とアンケート調査に回答するモニターをつなげるプラットフォームを提供し、日本・アジアを中心にグローバルに市場調査・マーケティングの領域において新しい価値を提供してまいりました。

当社グループは、インターネット上で調査の全てを完結できるプラットフォームを開発し、調査会社・シンクタンク・コンサルティング会社等、いわゆる調査のプロフェッショナルに多数ご利用いただくほか、誰でも手軽に使えるリサーチツールへのニーズがある一般事業会社にもご利用いただくことで、事業を拡大してまいりました。当社グループは、調査対象者に対してアンケートへの参加を依頼し、回答者には謝礼として、現金・商品券・商品等に交換可能なポイントを付与しております。

当社グループの強みは、広範で多国籍なパネルネットワークにあります。当社は、アジア16の国と地域にわたり、2025年1月現在、468の媒体を通じて構築された約6,406万人の消費者パネルを保有し、オンラインリサーチに特化したパネルネットワークを構築し

ております。

当社グループは、当社グループの強みである大規模なパネルネットワークとAI技術を活用することで、国内外の企業から寄せられる多様な調査ニーズに対応してきました。具体的には、大規模なパネルネットワークを活用し、企業がターゲット市場や消費者セグメントごとに、迅速かつ正確なデータを収集できる環境を提供してきました。また、AI技術を活用し、効率的なデータ分析を実現することで、企業の意思決定やマーケティング戦略を支援してきました。

さらに、当社グループのサービスは、オンライン調査にとどまらず、企業の課題解決を支援する包括的なマーケティングプラットフォームとして進化を遂げています。このプラットフォームを通じ、消費者理解を深めるとともに、企業が迅速かつ効果的に意思決定を行える仕組みを実現してまいりました。

一方で、GMOタウンWiFi株式会社は、「日常にひそむ違和感に気づき、よりよい仕組みで解決する」というミッションを掲げ、ユーザーの通信環境を最適にする一般消費者向けのスマートフォンアプリ「タウンWiFi byGMO」（以下、「本アプリ」といいます。）の開発・運営を通じて、スマートフォンの通信料金の削減というユーザーの課題を解決してまいりました。

本アプリは、一度登録するとそれ以降ログイン等の面倒な手間なく、対応するフリーWi-Fiスポットに自動的に接続できる機能を提供しています。本アプリは、通信量の節約や通信制限の回避を求める多くのユーザーに支持され、サービス開始以来、利用者を増やし続け、2024年12月末現在、累計2,500万ダウンロード、月間ユーザー数約200万人と、国内最大のフリーWi-Fi接続サービスとなっています。

GMOタウンWiFi株式会社は、ユーザーが快適にインターネットを利用できることを第一に考え、遅いWi-Fiや使えないWi-Fiに接続しない機能を実装する等、ユーザービリティにこだわったユーザー体験を提供してきました。2021年にはWi-Fi接続機能に加えてポイントが貯まる機能をリリースし、アプリユーザーがフリーWi-Fiに接続し、広告視聴等特定のアクションを行うと、ポイントを獲得できるようになりました。貯めたポイントは、PayPayや楽天ポイント等の各種ポイントに手数料無料で交換することができ、ユーザーの日常生活をより豊かで便利にする仕組みを実現しております。このようなサービスが支持され、多くのユーザーにご利用いただくことで、GMOタウンWiFi株式会社は高い収益性を実現してまいりました。

そして、GMOタウンWiFi株式会社は、本アプリで得たノウハウを発展させ、さらに多くのユーザーにより良い仕組み・サービスを届けるべく、2025年1月に新たな一般消費者向けスマートフォンアプリ「シフト手帳 Pro」の運営を開始いたしました。Wi-Fi接続、ポイ活機能にとどまらず、その他の様々な機能を組み合わせた「ポイントプラットフォーム」に進化させ、運営するアプリを増やしていくことで、ポイント「も」もらえるという体験を提供することを目指しております。

現在の事業環境において、当社グループは、海外、特にアジア地域でのさらなる成長実現のためには消費者パネルの拡充が重要となるところ、その拡大にかかる費用負担が重いことを課題として認識するに至りました。消費者パネルを拡充するに際して、消費者パネルの定着率を高めることにより新規の消費者パネルの獲得費用を抑制できるところ、消費者アンケートのコンテンツだけでは、消費者パネルの定着率を高めることが困難でありました。そこで、当社グループは、消費者パネルに配信する消費者アンケートの案件本数と消費者パネルの規模のバランスを取ることで、消費者パネルの定着率改善に努めてまいりましたが、同時に、消費者アンケート以外のコンテンツを展開することにより、消費者パネルの定着率を高める方法がないか検討を重ねておりました。

他方、GMOタウンWiFi株式会社は、事業成長を実現するための事業基盤の獲得が課題となっております。事業基盤としてのポイントプラットフォームの構築においては、当該プラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓のスピードをあげることが必要であり、また、既存の収益基盤の大部分がアドネットワーク経由のものに限られておりました。

このような状況下において、当社は、企業価値向上施策を広く検討する中で、同じGMOインターネットグループの企業であるGMOタウンWiFi株式会社と経営統合することが、当社の課題への対応のための有力な構想だと考えるに至り、2024年10月頃に当社から経営統合の構想の提案を行いました。その後、両社は、双方の強みを活かして双方の課題解決を図る相互補完関係によるシナジーの創出を実現し、両社がさらなる成長を実現することで、両社の企業価値の向上を図る可能性について協議を重ねてまいりました。

当社グループは、GMOタウンWiFi株式会社が構築を進めているポイントプラットフォームに参加することで、消費者パネルの定着率の向上による効率的な消費者パネルの拡大、及びGMOタウンWiFi株式会社が得意とするアドネットワーク経由の広告出稿によるパネル収益性の向上が可能になると判断するに至りました。一方、GMOタウンWiFi株式会社

は、ポイントプラットフォームに参加いただく会員保有企業の開拓において当社の消費者パネルネットワークを活用することでその開拓スピードを高めること、またGMOタウンWiFi株式会社の会員基盤に消費者アンケートの機会を提供することによる追加の収益機会を得ることが可能になると判断するに至りました。

また、そのような相互補完関係によるシナジー創出をより有効に実現するためには、両社の既存事業の強みを損なうことなく維持することが重要になると考えました。その結果、本株式交換を実施し、その後、本吸収分割による持株会社体制への移行により本経営統合を実施することで、持株会社となるGMOプロダクトプラットフォーム株式会社のもと、本承継事業を承継する分割準備会社とGMOタウンWiFi株式会社が並列的に事業を行う資本構造とするのが最適であると判断するに至りました。

(2) 取得した議決権比率

100%

Ⅱ.会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社とする会社分割により持株会社体制へ移行するため、2025年4月18日に、GMOリサーチ&A I株式会社（旧GMOリサーチ&A I分割準備株式会社）を設立いたしました。その後、2025年5月19日開催の取締役会において、同分割準備株式会社との間で吸収分割契約を締結することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約について、2025年8月1日に開催した当社の臨時株主総会で承認を得て、会社分割を行いました。

1. 会社分割の概要

(1) 対象となった事業の内容

当社の一切の事業（但し、当社が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。）

(2) 会社分割日

2025年10月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社の一切の事業（但し、当社が株式を保有する会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業を除く。）に関する権利義務を、GMOリサーチ&A I株式会社（旧GMOリサーチ&A I分割準備株式会社）に承継させる吸収分割

(4) 分割後企業の名称

分割会社：GMOプロダクトプラットフォーム株式会社（旧GMOリサーチ&A I株式会社）

承継会社：GMOリサーチ&A I株式会社（旧GMOリサーチ&A I分割準備株式会社）

(5) その他取引の概要に関する事項

持株会社体制へ移行することで、当社の事業を承継する分割準備会社とGMOタウンWiF株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)が並列的に事業運営を行う資本構造及び運営体制となり、両社がこれまで培ってきた既存事業の強みを維持することができ、そして両社の強みを相互補完的に活用することで、両社のシナジーを創出し、両社のさらなる成長を実現できると判断いたしました。

持株会社体制への移行を通して、両社の強みを掛け合わせ、さらなる事業の成長と企業価値の創造を目指してまいります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

Ⅲ. GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)の株式取得

当社は、2025年11月1日開催の取締役会において、GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)の株式を取得して子会社化することを決議いたしました。また、2025年11月1日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業の名称 GMOプロダクトプラットフォーム株式会社

事業の内容 グループ会社の事業活動の管理及びグループ運営に関する事業

被結合企業の名称 GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)

事業の内容 プレイアド事業

(2) 企業結合日

2025年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

GMOプレイアド株式会社(現 GMOユーザーリサーチプラットフォーム株式会社)がGMO NIKKO株式会社から承継した「プレイアド事業」は、生成AIを活用した定量×定性のハイブリッドリサーチサービス「Depth X byGMO」の提供を行っておりますが、当該サービスを成長させるにあたり、マーケティングリサーチ市場の知見の獲得や効率的な拡販に課題を有しておりました。そのような状況において、当社グループは、当社グループが培ってきたマーケティングリサーチ市場に対する知見や顧客基盤を活かすことで、同事業のプロダクト改善および効率的拡販が可能になるとともに、GMOリサーチ&AI株式会社の事業構造をより一層ストック性の高いサービスへ転換することができると判断いたしました。また、当社グループのプラットフォームの価値および収益性の向上に寄与するものと判断し、株式の取得を決定いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(取得による企業結合)

当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、STOCK POINT株式会社(現GMO STOCK POINT株式会社)の株式を取得して子会社化することを決議いたしました。また、2025年12月26日付で株式を取得したことにより子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）
事業の内容	株価連動型ポイント運用システムの開発

(2) 企業結合を行った主な理由

STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）は、ポイントと企業の株価を連動させる技術を活用した「株価連動型ポイント運用システム」を開発・提供しております。本企業結合は、STOCK POINT株式会社（現GMO STOCK POINT株式会社）が提供する株価連動型ポイント運用システムを当社グループのプラットフォームに組み込むことで、当社グループのプラットフォームが提供できる機能を充実させ、より活用価値の高いプラットフォームへと進化させることを目的としております。また、当社グループのGMOリサーチ&A I株式会社が持つリサーチ業界最大級のパネルネットワークを活用し、多数のパネル会員保有企業様に、株価連動型ポイント運用システムの活用提案をすることが可能になると考えております。

これらにより、当社グループの収益力強化および中長期的な連結業績と企業価値の向上に寄与するものと判断し、同社を連結子会社化することといたしました。

(3) 企業結合日

2025年12月26日（みなし取得日2025年12月31日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

81.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年12月31日をみなし取得日としているため、貸借対照表のみを連結しており、当連結会計年度に係る連結損益計算書に被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	547,220千円
取得原価		547,220千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 12,746千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

558,813千円

のれんは、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

効果の発現する期間において均等償却する予定であります。なお、償却期間については、現在算定中です。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	4,112,161 千円
固定資産	302,399 千円
資産合計	4,414,561 千円
流動負債	4,426,155 千円
固定負債	— 千円
負債合計	4,426,155 千円

7. 取得原価の配分

当連結会計年度末において、企業結合日における識別可能な資産及び負債の特定並びに時価の算定が未了であり、取得原価の配分が完了していないため、その時点で入手可能な合理的情報にもとづき、暫定的な会計処理を行っております。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高 386,122千円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、当社の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としています。また、のれんの償却期間が算定中であり、取得原価の配分が完了していないため、損益情報は記載を省略しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	第24期 2025年12月31日現在
● 資産の部	
流動資産	1,230,986
現金及び預金	353,635
売掛金	86,871
未収入金	458,296
前払費用	6,846
短期貸付金	270,000
その他	55,336
固定資産	1,423,426
有形固定資産	0
建物	0
投資その他の資産	1,423,426
投資有価証券	129,303
関係会社株式	1,223,151
敷金及び保証金	29,020
繰延税金資産	41,951
資産合計	2,654,412

(単位：千円)

科 目	第24期 2025年12月31日現在
● 負債の部	
流動負債	500,001
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	109,440
未払金	252,808
未払費用	17,571
賞与引当金	11,210
預り金	5,544
その他	3,427
固定負債	441,910
長期借入金	437,780
資産除去債務	4,130
負債合計	941,912
● 純資産の部	
株主資本	1,700,895
資本金	299,034
資本剰余金	776,505
資本準備金	765,550
その他資本剰余金	10,955
利益剰余金	671,146
その他利益剰余金	671,146
繰越利益剰余金	671,146
自己株式	△45,791
評価・換算差額等	11,604
その他有価証券評価差額金	11,604
純資産合計	1,712,500
負債純資産合計	2,654,412

損益計算書 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	第24期	
	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	
売上高		2,932,593
売上原価		1,487,111
売上総利益		1,445,481
販売費及び一般管理費		1,539,186
営業損失		93,705
営業外収益		
受取利息及び配当金	46,824	
その他	539	47,363
営業外費用		
支払利息	833	
為替差損	2,288	
投資事業組合運用損	7,917	
その他	0	11,039
経常損失		57,381
特別損失		
減損損失	40,854	40,854
税引前当期純損失		98,235
法人税、住民税及び事業税	1,338	
法人税等調整額	△35,285	△33,946
当期純損失		64,288

株主資本等変動計算書

(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	299,034	381,511	10,955	392,466	996,988	996,988
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△187,621	△187,621
当期純損失	-	-	-	-	64,288	64,288
会社分割による 減少	-	-	-	-	△73,930	△73,930
株式交換による 増加	-	384,039	-	384,039	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	384,039	-	384,039	△325,841	△325,841
当期末残高	299,034	765,550	10,955	776,505	671,146	671,146

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当期首残高	△45,791	1,642,697	6,475	6,475	1,649,173
当期変動額					
剰余金の配当	-	△187,621	-	-	△187,621
当期純損失	-	64,288	-	-	64,288
会社分割による 減少	-	△73,930	-	-	△73,930
株式交換による 増加	-	384,039	-	-	384,039
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	5,128	5,128	5,128
当期変動額合計	-	58,198	5,128	5,128	63,326
当期末残高	△45,791	1,700,895	11,604	11,604	1,712,500

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合に対する出資については、組合の直近の決算書を基礎とし、持分を純額で取り込む方法によっております。

ロ. デリバティブ取引

時価法

ハ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げ法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法ならびに定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 5年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用期間（5年）に基づいて定額法で償却しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、翌事業年度以降に利用される可能性のあるポイントに対し、利用率及び単価を勘案して費用の見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務及び外貨建預金は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5つのステップを適用し、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社は、主として、インターネットを活用した市場調査活動における調査、集計、分析業務の受託を行うインターネットリサーチサービスを顧客に提供しております。当社の提供する主要なサービスには、日本、アジア、欧米の調査企業から「当社が考えるリサーチ業務のすべて、もしくは一部を当社でカバーしてほしい」といったニーズに応えるためのアウトソーシングサービスと、調査会社が当社のプラットフォームを利用して自ら調査を実施するD.I.Yサービスの2つがあり、これらに係るサービスの提供について履行義務として識別しております。当該履行義務は、契約により定められたサービスを提供し、顧客に対して納品が行われた時点で充足されると判断し、収益を認識しています。

なお、D.I.Yサービスに含まれる一部の契約については、ライセンス契約を締結し、ライセンス期間にわたり当社の知的財産であるリサーチソリューションプラットフォームにアクセスする権利を提供するものであり、契約期間の経過に応じて履行義務が充足されるものと判断し、ライセンス期間にわたり収益を認識しています。

これらの履行義務に関する支払いは、短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

取引価格の算定においては、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。割戻し等の変動対価は、その発生の不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ取引価格に含めております。

また、当社は、2025年10月1日付けの吸収分割による持株会社体制への移行完了以降は、持株会社として子会社を含む当社グループ全体の経営管理を行うことを主たる業務としています。経営管理業務については、子会社が自律的な経営を推進するために必要とする包括的かつ継続的な役務を提供することが履行義務であります。当該履行義務は、子会社の運営のために必要な役務を提供した時点で充足されると判断し、収益を計上しています。また、取引価格は契約に基づき決定しています。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 795千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 812,116千円

短期金銭債務 218,770千円

(3) 当座貸越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,000,000千円

借入実行残高 100,000千円

差引借入未実行残高 900,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引は次のとおりであります。

営業取引による取引高の総額

売上高 177,235千円

売上原価 144,408千円

販売費及び一般管理費 86,801千円

営業取引以外の取引高の総額

受取利息 827千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類	金額
東京都	事業用資産	のれん等	33,124千円
東京都	事業用資産	ソフトウェア	7,730千円

② 減損損失を認識するに至った経緯

のれん等

キャッシュマートアプリに係るのれん等について、将来の収益見込み等を勘案した結果、33,124千円を減損損失として特別損失に計上しております。

ソフトウェア

インドにおける自社パネルに係るソフトウェアに係るソフトウェアについて、将来の収益見込み等を勘案した結果、7,730千円を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 資産グルーピングの方法

当社グループは、減損損失の認定にあたり、他の資産または資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産グルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しております。当該使用価値は、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算出しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	43,233	—	—	43,233

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金 3,650千円

未払事業税 1,059千円

未払費用 46千円

減価償却超過額 297千円

為替予約 936千円

資産除去債務 1,303千円

関係会社株式評価損 47,726千円

繰越欠損金 39,859千円

小計 94,879千円

評価性引当額 △47,726千円

繰延税金資産合計 47,152千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 80千円

その他有価証券評価差額金 5,121千円

繰延税金負債合計 5,201千円

繰延税金資産の純額 41,951千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引量(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	東京都渋谷区	5,000,000	インターネット総合事業	(被所有)直接70.45	役員兼任	資金の回収(注)	500,000	関係会社預け金	—

(注) 資金の預入についてはGMOインターネットグループ株式会社のCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)による、余剰資金の短期運用のための預け金であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	G M O リサーチ & A 株 式 会 社	東京都 渋谷区	10,000	インター ネットリ サーチ 業	100.0	資 金 貸 付、 会 分 に 関 連 する 替 等、 サ ビ 売 会 分 に 関 連 する 受 等	資金の貸付 (注)1	100,000	短期貸付金	100,000
							利息の受取 (注)1	449	未収入金	449
							会社分割に係る立替 金等 (注)1	443,011	未収入金	443,011
							プロダクトプラットフォーム 運営に係る売上 (注)1	55,097	売掛金	55,097
							会社分割に係る仮受 金等 (注)1	216,482	未払金	216,482

計算書類

子会社	GMOプレイ株式会社(現GMOユーザープラットフォーム株式会社)	東京都渋谷区	1,000	インターネットリサーチ事業	100.0	資金の貸付	資金の貸付(注)1	70,000	短期貸付金	70,000
							利息の受取(注)1	331	未収入金	448
子会社	STOCK POINT株式会社(現GMO STOCK POINT株式会社)	東京都港区	100,000	株価連動型ポイント運用システムの開発	81.0	資金の貸付	資金の貸付(注)1	100,000	短期貸付金	100,000
							利息の受取(注)1	46	未収入金	46

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件を参考に協議の上決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	388円92銭
(2) 1株当たり当期純損失	17円28銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大澤一真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOプロダクトプラットフォーム株式会社（旧会社名GMOリサーチ&A1株式会社）の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOプロダクトプラットフォーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤直人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大澤一真
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOプロダクトプラットフォーム株式会社（旧会社名GMOリサーチ&A1株式会社）の2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月16日

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社 監査役会

常勤監査役 手塚 奈々子 ㊟

監査役 浜谷 正俊 ㊟

監査役 松井 秀行 ㊟

以上

株主優待情報

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社の株主優待制度をご紹介します。

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社では、同一の株主番号で2回連続（6月末および12月末）で、株主名簿に1単元（100株）以上の保有が記載または記録されている株主様を対象に、当社株式買付代金×0.03%相当のビットコインを付与いたします。

なお、株主優待のご進呈には、お申し込みが必要となります。以下の株主優待専用ホームページからご申請いただきますようお願い申し上げます。

GMOプロダクトプラットフォーム株式会社 株主優待サイト
<https://yutai.gmo/pp/>

※株主優待のお申し込みには、下記情報が必要となりますので、事前にご準備ください。
2025年12月末権利確定時の「株主番号」「郵便番号」「株主様ご本人のメールアドレス」
ご優待申請期間内（2026年4月1日～2026年9月30日）にご申請をお願いします。

2026年上期以降の株主優待について

ご優待内容：GMOクリック証券におけるGMOプロダクトプラットフォーム株式会社株式の買付代金×0.03%（小数点以下切り上げ）に相当するビットコインをGMOコインの暗号資産口座に付与（上限1万円）

ご対象取引：現物買付取引、信用新規買取引、信用返済買取引
※現物売却取引、信用新規売取引、信用返済売取引は対象となりません。

ご対象期間：年2回の権利確定日を設定しております。
①12月末時点の株主様の対象期間は翌年4月1日～9月30日
②6月末時点の株主様の対象期間は同年10月1日～翌3月31日
※対象期間内に支払いが確定した手数料のみが対象です。
※信用取引の場合、返済約定時に新規建て時の手数料が確定しますので、ご注意ください。

議決権行使に関する事項

- 書面による事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。